

平成16年5月28日
交通政策審議会
第10回港湾分科会

資料2 - 参考

港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針

港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針

平成 8 年 12 月

運輸省港湾局

この「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」（以下「基本方針」という。）は、港湾における大規模地震対策施設の整備の基本的枠組みを示すものであり、今後の港湾における大規模地震対策施設の設備については、原則として「基本方針」に基づくものとする。

また、港湾空間の持つ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復興にも幅広く貢献していくため、大規模地震対策施設に必要な機能等を備えた防災拠点を中心に計画し、その整備を推進していくこととする。

運輸省港湾局では、これまで地震に強い港湾を目指し耐震強化岸壁の整備や液化対策を実施してきたが、阪神・淡路大震災の教訓も踏まえ、大規模地震対策施設の整備及び防災拠点の整備を今後の行政の最重要課題の一つとして位置づけ積極的に推進していくことにする。

1. 目的

大規模な地震に対する耐震性を備えた港湾施設（以下「大規模地震対策施設」という。）の整備は、大規模な地震が発生した場合に、

被災直後の緊急物資、避難者、啓開用建設機械等の海上輸送に充てること及び緊急物資等の輸送終了後は、被災した港湾施設が復旧するまでの間、最小限の港湾機能を保持すること、

震災直後から復旧完了に至るまで、一定の幹線貨物輸送機能（国際コンテナ、国際多目的、国内海上幹線）を確保すること、

港湾空間の有する特性を活かし、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、被災地の復旧・復興の支援拠点としての機能及び市民等の安全を守るための避難地としての機能を確保することを目的とする。

2. 対象港湾

我が国は、プレート境界に近接し、活断層が全国的に多数存在していることから、大規模地震はどこでも起こる可能性を有しており、大規模地震に対する備えが必要である。一方で、厳しさを増す財政制約下において一層重点的な投資を図っていく必要があることから、大規模地震対策施設等は以下の方針に基づき必要な港湾に整備する。

被災直後の緊急物資、避難者の海上輸送等を確保する目的で整備する大規模地震対策施設は、港湾背後地域が一定規模の人口を有している港湾、地形的要因により緊急物資の輸送等を海上輸送に依存せざるを得ない背後地域を有する港湾、離島航路が就航しており震災時にも離島航路の維持が必要な港湾等において整備する。

震災による物流機能の麻痺が背後圏のみならず我が国の社会経済活動へ与える影響が大きいと考えられる幹線貨物輸送機能を確保する目的で整備する大規模地震対策施設は、国際海上コンテナ輸送、多目的外貿輸送及び複合一貫輸送に対応した内貿輸送を担う港湾において整備する。

防災拠点は、 の対象港湾のうち、背後の市街地における他の防災拠点の整備状況及び背後地域の人口規模等により、一定規模以上の拠点として整備することが必要な港湾に整備する。また、非難緑地は、背後市街地内の避難地の整備状況等を勘案し、港湾内に避難地を確保することが必要な港湾に整備する。

3. 整備施設

大規模地震対策として設備する施設は、以下のとおりとする。

2. の対象港湾においては、十分な広さの荷さばき地を持ったけい留施設（コンテナターミナル、フェリーターミナル等にあっては、必要な耐震性能を有した荷役機械、可動橋等を含む。以下「耐震強化岸壁」という。）緊急物資の一時保管場所等として利用可能なオープンスペース（以下「広場」という。）及び耐震強化岸壁又は広場と背後幹線道路とを結ぶ臨港道路（以下「臨港道路」という。）を整備する。

2. の対象港湾においては、耐震強化岸壁及び臨港道路に加え、必要なヤード、駐車場等を備えたものとする。

防災拠点を整備する港湾にあっては、耐震強化岸壁及び広場に、避難地や救援・復旧支援基地用地として多目的に利用可能なオープンスペース、必要に応じ緊急物資の保管施設、通信施設等を備えたものとする。なお、防災拠点は、背後の市街地の防災拠点、避難地等と緊急輸送道路ネットワークにより接続していることが必要である。また、避難緑地は、災害時に避難地として機能する港湾緑地の整備により確保する。

これらの施設は、当該港湾が所在する都道府県地域防災計画（災害対策基本法）昭和36年法律第223号）第40条に規定する都道府県地域防災計画をいう）における想定地震等の大規模地震が発生した場合にも施設の機能を損なうことのないような構造とする。

4. 必要施設量、規模等

(1)耐震強化岸壁

緊急物資の輸送等に対応した耐震強化岸壁については、大規模な地震が発生した際の緊急物資等の海上輸送を円滑に行うために必要となる施設量を確保する。

また、国際海上コンテナターミナル、多目的国際ターミナル及び複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルにあっては、震災直後から復旧完了に至るまで、一定の幹線貨物輸送機能を確保するため必要な施設量の確保に努める。

なお、多目的国際ターミナル及び複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルについては、原則として緊急物資輸送と兼用させるものとする。

緊急物資の輸送等に対応した耐震強化岸壁の規模は、緊急物資の輸送及び緊急物資輸送終了後の物流機能等に支障をきたさないよう、港湾背後の人口規模が大きく基幹的な港湾においては水深10m岸壁程度の規模を確保することを原則とする。また、これ以外の港湾においては、通常時の当該岸壁の利用状況を勘案し、水深7.5m岸壁程度の規模を基本として確保する。

国際海上コンテナターミナル、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル及び多目的国際ターミナルの耐震強化岸壁については、それぞれに必要とされる岸壁水深及び岸壁延長を確保する。

耐震強化岸壁の必要施設量の確保については、既存のけい留施設の改良により対応が可能な場合にはこれによることとし、これが困難な場合には新たな耐震強化岸壁の整備によることとする。この場合、震災時の緊急物資等の輸送に適し、かつ、通常時に一般的な利用が十分見込まれる岸壁であって、海陸双方からのアクセス、危険物取扱施設からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積等の必要な条件を満たすものを耐震強化岸壁として整備する。

特に、旅客船岸壁及びフェリー岸壁は、岸壁背後にターミナルビル、駐車場等が一体的に整備されるため、緊急物資の輸送等に適した条件を備えており、緊急時にも重要な役割が期待できることから、耐震強化岸壁としての活用を図る。

(2) 広場

広場については、緊急物資の仕分けや一時保管、駐車場、臨時ヘリポート等に必要な面積及びこれらの諸活動が円滑に行える形状を有するスペースを確保する。

広場の確保については、既存の港湾緑地等のうち形状や規模を勘案して広場として活用できる場合にはそれを活用することとし、不足する場合には、広場としての機能を発揮できる形状、規模等を確保した港湾緑地等を新たに整備することによって確保する。

(3) 臨港道路

臨港道路については、大規模地震に対する耐震性について点検を実施し、必要に応じ橋梁及び高架部の耐震性を強化するとともに、護岸沿いの道路等の液状化により復旧に長期間を要するおそれのある場合には道路敷等の液状化対策を実施する。

また、震災時に緊急物資等を円滑に輸送するため、各自治体の地域防災計画及び道路管理者が港湾管理者と共同で策定を進めている緊急輸送道路ネットワーク計画と調整を行い、他の防災拠点や避難地等とも十分な連携を図ることとする。

5．事業の推進

重要港湾の大規模地震対策施設については、整備対象港湾の港湾計画（港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 3 条の 3 に規定する港湾計画をいう。）に位置づける。その際、耐震強化岸壁、広場、臨港道路等を体系的に計画する。

また、港湾設備の長期政策である「大交流時代を支える港湾」の一貫として推進していく観点から、概ね 2010 年までに必要な整備水準を確保することを目途とする。

6．大規模地震対策施設の管理

大規模地震対策施設として整備された港湾施設は、港湾法第 49 条の 2 に規定する港湾台帳に大規模地震対策施設である旨を記載し、震災発生時等の緊急時にその機能が確保されるように適切に管理する。

なお、大規模地震対策施設として整備された港湾施設は、通常時においては一般的な利用に供することにより効率的な利用を図るものとするが、貨物の仮置き・保管、車両の駐車、建築物（仮設物を含む）の設置等にあたっては緊急時の利用に支障をきたさないよう十分配慮する。

7．その他

大規模地震対策施設については、地域防災計画に位置づけ、当該施設の効率的な活用を図る。

また、地域で行われる防災訓練において、大規模地震対策施設を積極的に活用し、災害時に当該施設が有効に機能することを確認する。

さらに、耐震強化岸壁等については、表示等により地域への周知を図る。

なお、本基本方針に基づく整備状況については毎年度集計し、その結果を公表する。